北山小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

(1) 基本理念について

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。

したがって、本校では、これらの基本的な考えを基に教職員が日ごろからささいな 兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる学校づくりを進める。また、児童の保護者、地域の方、児童相談センター等の関係者との連携を図りながら、いじめの防止と早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処するよう努める。

(2) いじめの定義

大府市いじめ防止基本方針では、「いじめ」とは、子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している等当該子どもと一定の人間関係※1にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響※2を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものとする。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた子どもの立場に立って行うことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることを考慮し、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが大切である。

また、いじめの認知については特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」(以下「学校いじめ対策組織」という。例:「いじめ・不登校虐待対策委員会」)を活用し、組織的に判断することが求められる。

さらに、いじめのうち、犯罪行為として扱われるべきと認められ、警察の専門的な知識や技能が必要と判断されるものや、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるものは、教育的な配慮や被害者の意向を考慮した上で、早期に警察に相談し、連携した対応をとることが必要である。

わっている塾やスポーツクラブ等の仲間や集団 (グループ) 等、当該子どもとの何らかの人間関係がある状態を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢 理させられたりすること等を意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生して いる場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当 するか否かを判断する。

2 いじめ防止対策組織

- (1) 組織等について
 - ・いじめの防止や対応を実効的なものとするために、「いじめ・不登校・虐待対策委 員会」を設置する。
 - ・その構成員は、「校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、保 健主事、県事務、特別支援主任、養護教諭、、**各学級担任**」で構成し、必要に応じて、 「スクールカウンセラーや関係機関の担当者」も含めて開催する。
 - ・原則として月1回を定例会とし、いじめ事案が発生した場合は臨時に開催する。臨時の開催の場合、構成員は必要に応じた適切なメンバーとする。
- (2) 「いじめ・不登校・虐待対策委員会」の役割
 - ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と推進状況の確認
 - ・教職員への「学校の取組の評価アンケート」の実施と検討
 - ・学校評価の評価項目の等の検討
 - ・児童アンケート結果や評価結果をもとに状況を確認・検証<u>(アンケートは5年間</u>保存)
 - イ 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・年度初め職員会議等での、「学校いじめ防止基本方針」の周知
 - ・児童アンケートの結果の集約、分析、対策の検討
 - ・職員会議等での情報交換や報告による共通理解を図った上での取組や実践の充 実
 - ウ 児童の保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・学校だよりやホームページ等を通じて、取組状況や評価結果の情報発信
 - エ いじめ事案への対応
 - ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合、正 確な事実の把握に努め、いじめとして対応すべき事案か否かの判断
 - ・いじめの事案と判断した場合については、適切なメンバー構成を検討し、迅速 かつ効果的な対応。必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携した対応
 - ・被害児童のケアや支援
 - 加害児童への指導や支援
 - ・問題の解消(再発防止の教育活動、**その後,3か月経過の見守り**)に向けた指導・支援体制の組織化

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

- (1) いじめの未然防止の取組
 - ・児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくり・学年づくりを進める。
 - ・児童の活動や努力を認め、楽しく分かる授業の展開や自己肯定感を育む授業づくりに努める。
 - ・教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動や交流活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
 - ・情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を 深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。保護者 も参加する機会をもつ。
 - ・教職員の構内研修を計画的に実施する。年度初めには、「学校いじめ防止基本方針」をもとに、共通理解を図る研修会を実施する。
- (2) いじめの早期発見の取組
 - ・いじめアンケートや教育相談を定期的に実施(年3回)し、児童の小さなサインを 見逃さないように努める。
 - ・教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
 - ・児童が相談しやすい相談体制を整備する。スクールカウンセラーとの連携や関係諸 機関の相談窓口の周知を図る。
- (3) いじめに対する早期対応
 - ・いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校・虐待対策委員会」を中心に組織的に対応する。
 - ・被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
 - ・加害児童には、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
 - ・教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、 児童相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
 - ・ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して対応する。
 - ・いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見逃さない、生み出さない 集団づくりを図る。

4 重大事態への対応

- ・重大事態が生じた場合は、速やかに大府市教育委員会に報告する。
- ・大府市教育委員会の指導を受け、その判断のもと、調査組織を設定し、事実関係 を明確にするための調査を実施する。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者へ適切な情報提供をする。
- ・調査結果を大府市教育委員会に報告し、調査結果をふまえた必要な措置と再発防止のための対策を講じる。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- PDCAサイクルによる見直しを行い、実効性のある取組となるよう努める。
- ・学校評価(自己評価、学校関係者評価)によって取組を検証し、取組を改善する。

6 その他

- ・いじめ防止に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し、児童やいじめ対応に 関する教職員の資質向上に努める。
- ・「学校いじめ防止基本方針」は、年度はじめに保護者に周知する。また、ホームページ等で保護者や地域に周知を図る。
- ・長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に努める。

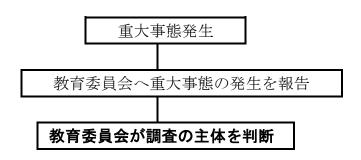
<取組の年間計画>

	和の年间計画>			早期発見の取組	保護者・地域との連
		·虐待対策委員会」 			携
4 月	P		○相談室やSCの児 童、 保護者への周 知 ○学級開き、学年開 き	の 児童、保護者 への 周知	
5 月			○ペア活動開始(異学 年集団活動)○あいさつ運動		○あいさつ運動
6 月	D		○情報モラル指導 (ネットモラル)○福祉実践教室(4年)	→	開 授業)
7月	C —	○全教職員による 「取組評価 アンケート」の 実施→検 証			○個人懇談会
8月	A P .	○中間評価→検証○現職研修②(ケー ススタディ)	○家庭の日の作品募 集		
9				○身体測定	
10 月	Ď		○あいさつ運動	○教育相談アンケート○教育相談週間	○あいさつ運動
11 月			○学習発表会		○学習発表会参観
12	c —		○人権週間○赤い羽根募金活動○高学年合唱発表会(4 ~6年)		○個人懇談会 ○保護者への学校 評価 アンケート
1 月	Ā		○1/2成人式(4年)	○「いじめについ	○学校公開日・書き 初 め展 ○北山小地域ネッ トワ 一ク会議
2 月					
3 月	P	○学校関係者評価の 結果を検証し、「学 校い じめ防止基本方針」の見直し			

	○校内のいじめ	○集会における校長	○健康観察	○あいさつ運動
通	に関 する情報	講話	○SCによる相談	
年	の収集	○道徳教育、体験活	○生活ノート	
	○職員会議後の	動の充実	○通級教室	
	いじめ・不登校・	○分かる授業の充実		
	虐待防止委員会	○きたちゃんタイム		
	○対応策の検討			

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応 していく。

【重大事態の対応フロ一図】



学校が調査主体の場合

学校に重大事態も調査組織を設置

- ※「いじめ・不登校・虐待対策委員会」が調査組織の母体となる。
- ※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図

ことにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

事実関係を明確にするための調査を実施

※因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。 ※事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。

いじめを受けた児童及び保護者へ適切な情報提供

- ※関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
- ※調査に当たって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象 の在校生や保護者に説明する。

調査結果を教育委員会に報告

※希望があれば、いじめを受けた児童または保護者の所見をまとめた文書 も調査結果に添付する。

調査結果を踏まえた必要な措置

- ※調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し、実施する。
- ※再発防止に向けた取組の検証を行う。